

改正

平成6年5月30日規則第20号

平成17年3月31日規則第20号

平成18年10月3日規則第95号

平成28年3月30日規則第27号

土浦市公害防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、土浦市公害防止条例（昭和47年土浦市条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定施設)

第2条 条例第2条第2項の規則で定める施設は、別表第1に掲げる施設とする。

(特定施設の設置の届出)

第3条 条例第10条第1項の規定による特定施設の設置の届出は、汚水に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その1），粉じんに係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その2），騒音に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その3）又は悪臭に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その4）により行うものとする。

(変更等の届出)

第4条 条例第10条第1項の規定による変更の届出は、条例第10条第1項第1号又は第2号に掲げる事項の変更に係る場合にあつては氏名変更等届出書（様式第2号），同項第5号又は第6号に掲げる事項（騒音に係る特定施設にあつては、同項第4号又は第6号に掲げる事項）の変更に係る場合にあつては汚水に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その1），粉じんに係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その2），騒音に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その3）又は悪臭に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その4）により行うものとする。

2 条例第10条第1項の規定による変更の届出のうち届出者の地位を承継したことによるものは、承継届出書（様式第3号）により行うものとする。

3 条例第10条第1項の規定による廃止の届出は、特定施設使用廃止届出書（様式第4号）により行うものとする。

(経過措置に伴う届出)

第5条 条例第11条の規定による届出は、汚水に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その1），粉じんに係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その2），騒音に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その3）又は悪臭に係る特定施設設置（使用，変更）届出書（様式第1号その4）により行うものとする。

(事故等の届出)

第6条 条例第9条第1項の規定による届出は、事故届出書（様式第5号）により行うものとする。

2 条例第9条第2項の規定による計画書の提出は、事故発生防止に係る改善計画書（様式第6号）により行うものとする。

3 条例第9条第3項の規定による届出は、事故発生防止措置完了届出書（様式第7号）により行うものとする。

(規制基準)

第7条 条例第12条第1項の規制基準は、別表第2に掲げるとおりとする。

(改善措置の届出)

第8条 条例第15条の規定による届出は、特定施設改善措置完了届出書（様式第8号）により行うものとする。

(立入調査等の身分証明書)

第9条 条例第17条第2項のその身分を示す証明書は、身分証明書（様式第9号）によるものとする。

(受理書)

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定による特定施設の設置の届出，変更の届出のうち同項第5号又は第6号に掲げる事項（騒音に係る特定施設にあつては，同項第4号又は第6号に掲げる事項）の変更に係る届出又は第11条の規定による届出を受理したときは，受理書（様式第10号）を当該届出をした者に交付するものとする。

付 則

この規則は、昭和47年10月1日から施行する。

付 則（平成6年5月30日規則第20号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成4年法律第82号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により、改正法第1条の規定による改正前の都市計画法（昭和43年法律

第100号) 第8条第1項第1号の規定がなお効力を有している場合にあっては、この規則による改正後の土浦市公害防止条例施行規則別表第2その3に規定する区域の区分については、なお従前の例による。

付 則 (平成17年3月31日規則第20号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年10月3日規則第95号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成28年3月30日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1 (第2条関係) 特定施設

その1 汚水に係る特定施設

1	畜舎 (豚房施設にあっては豚房の総面積が40平方メートル未満の施設において、50頭以上飼養するもの、牛房施設にあっては牛房の総面積が160平方メートル未満の施設のうち、牛房の総面積が100平方メートル以上のもの又は10頭以上飼養するもの、馬房施設にあっては馬房の総面積が260平方メートル未満の施設のうち、馬房の総面積が130平方メートルのもの又は10頭以上飼養するものに限る。)
---	--

備考 この表において「畜舎」とは、家畜の飼養に用いる施設で同一敷地内のものをいう。別表第2その1において同じ。

その2 粉じんに係る特定施設

1	鉱物 (コークスを含む。以下同じ。) 又は土砂石の堆積場 (面積が500平方メートル以上1,000平方メートル未満のものに限る。)
2	ベルトコンベア (鉱物、土砂石又はセメントの用に供するものであって、ベルトの幅が50センチメートル以上75センチメートル未満のものに限り、密閉式のものを除く。)

その3 騒音に係る特定施設

1	建設用資材製造機械 (ア) コンクリート製管機 (イ) コンクリート製柱機
---	---

その4 地下水枯渇に係る特定施設

1	動力を用いて、地下水を採取するための施設（揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）が19平方センチメートル以上のものに限る。）
---	---

備考

- 1 別図第1で表示する区域に適用する。
- 2 茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）で規定する揚水特定施設に係る届出をした者は、条例の規定による届出をした者とみなす。

その5 悪臭に係る特定施設

1	豚舎（豚の飼養に用いる同一敷地内のものであって、50頭以上100頭未満飼養するものに限る。）
2	鶏舎（鶏（生後30日未満のひなを除く。）の飼養に用いる同一敷地内のものであって、250平方メートル以上500平方メートル未満のものであり、かつ、5,000羽未満飼養するものに限る。）

備考 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第6条第1項の規定により農業振興地域として指定された地域以外の地域に適用する。

別表第2（第7条関係） 規制基準

その1 汚水に係る特定施設の施設管理基準

別表第1その1の1項に掲げる施設	1 畜舎のふん尿及びこれを含んだ汚水を排出する場合は、畜舎でふんの大部分を除去する等により、ふん及びこれを含んだ汚水を原則として公共用水域に排出しないものとする。
	2 ふん尿及びこれを含んだ汚水を貯留する場合は、適切な構造の施設を設置するものとする。

備考 昭和48年10月1日から適用する。

その2 粉じんに係る特定施設の施設管理基準

別表第1その2の1項に掲げる施設	粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土砂石を堆積する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。
	<ol style="list-style-type: none"> 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水設備によって散水が行われていること。

	<p>3 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>
別表第1その2の2項に掲げる施設	<p>粉じんが飛散するおそれのある鉱物，土砂石又はセメントを運搬する場合は、次の各号のいずれかに該当すること。</p> <p>1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。</p> <p>2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され，並びにコンベアの積込部及び積降部以外の粉じんが飛散するおそれのある部分に第3号又は第4号の措置が講じられていること。</p> <p>3 散水設備によって散水が行われていること。</p> <p>4 防じんカバーでおおわれていること。</p> <p>5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。</p>

その3 騒音に係る特定施設を設置する工場等に関する規制基準

時間の区分	昼間	朝・夕	夜間
区域の区分			
第1種区域	50デシベル	45デシベル	40デシベル
第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
第4種区域	70デシベル	65デシベル	55デシベル
第5種区域	75デシベル	75デシベル	65デシベル

備考

- 1 昼間とは午前8時から午後6時まで，朝・夕とは午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後9時まで，夜間とは午後9時から翌日午前6時までをいう。
- 2 デシベルとは，計量法（平成4年法律第51号）別表第2に規定する音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 第1種区域，第2種区域，第3種区域，第4種区域及び第5種区域とは，それぞれ次に掲げる区域とする。
 - (1) 第1種区域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

- (2) 第2種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域及び準住居地域
 - (3) 第3種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び都市計画法による用途地域の指定のない地域
 - (4) 第4種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域
 - (5) 第5種区域 都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業専用地域
- 4 第5種区域についての規制基準は，第5種区域から他の区域に排出される場合にのみ適用されるものとする。
- 5 第2種区域，第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校，児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所，医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち，患者の収容施設を有するもの，図書館法（昭和25年法律第118号）第2条第1項に規定する図書館，老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね50メートルの区域における基準値は，当該欄に定める値から5デシベルを減じた値とする。
- 6 騒音の測定は，計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において，周波数補正回路は，A特性を用いることとする。
- 7 騒音の測定場所は，特定施設の設置してある工場等の敷地境界線とする。
- 8 騒音の測定方法は，当分の間，日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし，騒音の大きさの決定は，次のとおりとする。
- (1) 騒音計の指示値が変動せず，又は変動が少ない場合は，その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値がおおむね一定の場合は，その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は，測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し，その指示値の最大値が一定でない場合は，その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

その4 地下水枯渇に係る特定施設の規制基準

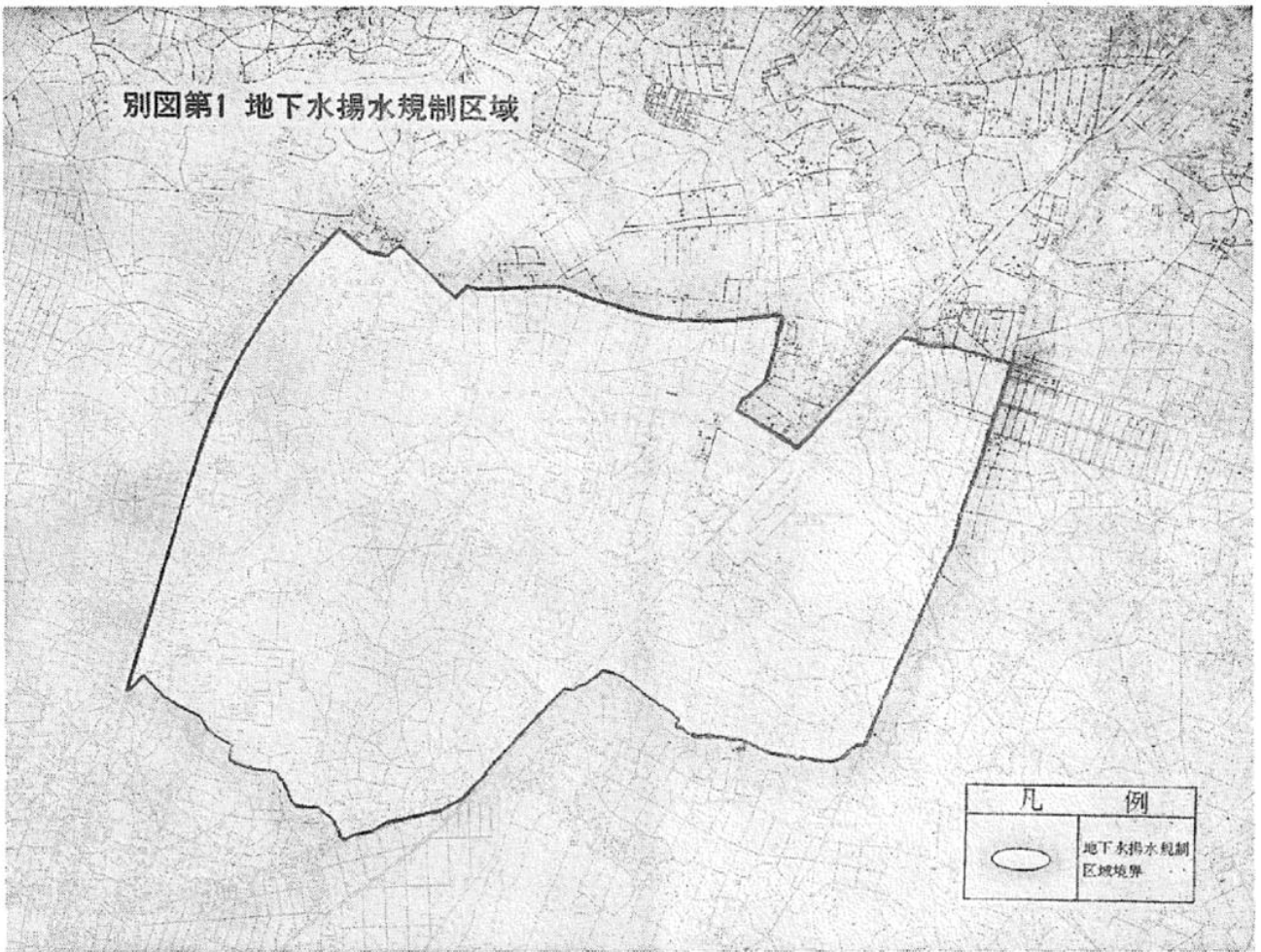
別表第1その4の1に掲げる施設	<p>1 構造基準</p> <p>(1) 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が2以上あるときは、その断面積の合計）34平方センチメートル以下、集水孔の位置200メートル以深。ただし、地下水に代えて他の水源を確保することが著しく困難であるときは、吐出口の断面積、集水孔の位置、井戸相互の間隔及び敷地境界からの距離について、地下水枯渇を起こさせないよう別に市長が定める構造とすること。</p> <p>(2) 揚水量測定器を設置すること。</p> <p>2 揚水量基準</p> <p>地下水揚水量の限界を維持し、地下水位の低下をおこさせないことを目途として別に市長が定める量</p>
-----------------	--

備考

- 1 この基準中1の(1)は、この規則の施行の日から2月を経過した日後から適用し、その際、既に設置されているもの（設置の工事をしているものを含む。）については、適用しない。
- 2 この基準中1の(2)は、昭和48年4月1日から適用する。

その5 悪臭に係る特定施設の施設管理基準

別表第1その5の1に掲げる施設	<p>1 豚舎の内部は、水洗、除ふん等により常に清潔に保つこと。</p> <p>2 豚舎床は、コンクリート構造とし、側溝を有すること。</p> <p>3 厩(きゆう)肥舎の施設には、屋根及び囲いを設けること。</p> <p>4 ふん、汚水の貯留槽等は、密閉すること。</p>
別表第1その5の2に掲げる施設	<p>1 鶏舎から除去した鶏ふんは、速やかに処理すること。</p> <p>2 鶏舎は、外部にふん尿が出ない構造とすること。</p> <p>3 住居集合地域においては、鶏ふんの天日乾燥を行わないこと。</p>



様式第1号 (第3条—第5条関係)

汚水に係る特定施設設置(使用, 変更)届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては,
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所(印)の所在地)

土浦市公害防止条例第10条第1項(第11条)の規定により, 汚水に係る特定施設について, 次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
工場等の事業内容		※ 施設番号	
特定施設の種別		※ 審査結果	
△特定施設の構造, 使用及び管理の方法並びに公害防止の方法	別紙のとおり	※ 備考	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には, 土浦市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については, 別紙によることとし, かつ, できる限り図面, 表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には, 記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には, 変更のある部分について, 変更前及び変更後の内容を対照させること。

その2

粉じんに係る特定施設設置(使用, 変更)届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあっては,
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所(印)の所在地)

土浦市公害防止条例第10条第1項(第11条)の規定により, 粉じんに係る特定施設について, 次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
工場等の事業内容		※ 施設番号	
特定施設の種類の種類		※ 審査結果	
△特定施設の構造, 使用及び管理の方法並びに公害防止の方法	別紙のとおり	※ 備考	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には, 土浦市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については, 別紙によることとし, かつ, できる限り, 図面, 表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には, 記載しないこと。
- 4 変更届出の場合には, 変更のある部分について, 変更前及び変更後の内容を対照させること。

騒音に係る特定施設設置(使用, 変更)届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては,
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所(印)の所在地)

土浦市公害防止条例第10条第1項(第11条)の規定により, 騒音に係る特定施設について, 次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号		
工場等の所在地		※ 受理年月日		年 月 日
工場等の事業内容		※ 施設番号		
常時使用する従業員数		※ 審査結果		
△特定施設の使用及び管理の方法並びに公害防止の方法	別紙のとおり		※ 備考	
特定施設の種類	型式	公称能力	数	使用時間
				設置年月日 (着手予定年月日)

- 備考 1 特定施設の種類欄には, 土浦市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号(項中にア, イ, ウ等の細分があるときは, その記号まで)及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については, 別紙によることとし, 消音器の設置, 音源室内の防音措置, 遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに, できる限り図面, 表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には, 記載しないこと。
- 4 変更の場合には, 変更のある部分について, 変更前及び変更後の内容を対照させること。

悪臭に係る特定施設設置(使用, 変更)届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては,
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所(印)の所在地)

土浦市公害防止条例第10条第1項(第11条)の規定により, 悪臭に係る特定施設について, 次のとおり届け出ます。

工場等の名称		※ 整理番号	
工場等の所在地		※ 受理年月日	年 月 日
工場等の事業内容		※ 施設番号	
特定施設の種別		※ 審査結果	
△特定施設の構造, 使用及び管理の方法並びに公害防止の方法	別紙のとおり	※ 備考	

- 備考 1 特定施設の種類の欄には, 土浦市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号及び名称を記載すること。
- 2 △印の欄の記載については, 別紙によることとし, かつ, できる限り, 図面, 表等を利用すること。
- 3 ※印の欄には, 記載しないこと。
- 4 変更届出の場合は, 変更のある部分について, 変更前及び変更後の内容を対照させること。

様式第2号(第4条関係)
様式第2号(第4条関係)

氏名変更等届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

届出者 氏名及び住所(法人にあつては、
その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ㊟

氏名(名称、住所、所在地)に変更があつたので、土浦市公害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更の内容	変更前		※整理番号	
	変更後		※受理年月日	年 月 日
変更年月日	年 月 日	年 月 日	※施設番号	
変更の理由			※備考	

備考 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第3号(第4条関係)

承 継 届 出 書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては、
 届出者 その名称、代表者の氏名及び主たる事務所(印)の所在地)

特定施設に係る届出者の地位を承継したので、土浦市公害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※整理番号	
工場又は事業場の 所 在 地		※受理年月日 年 月 日	
特定施設の種 類		※施設番号	
特定施設の設 置 場 所		※備 考	
承 継 の 年 月 日	年 月 日		
被 承 継 者	氏 名 又 は 名 称		
	住 所		
承 継 の 原 因			

- 備考 1 特定施設の種類の欄には、土浦市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号(項中にア、イ、ウ等の細分があるときは、その記号まで)及び名称を記載すること。
 2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第4号(第4条関係)
様式第4号(第4条関係)

特定施設使用廃止届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては、
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ㊟

特定施設の使用を廃止したので、土浦市公害防止条例第10条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の 名 称		※整 理 番 号	
工場又は事業場の 所 在 地		※受 理 年 月 日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※施 設 番 号	
特 定 施 設 の 設 置 場 所		※備 考	
使用廃止の年月日	年 月 日		
使用廃止の理由			

備考 1 特定施設の種類の欄には、土浦市公害防止条例施行規則別表第1に掲げる項番号(項中にア, イ, ウ等の細分があるときは、その記号まで)及び名称を記載すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第5号(第6条関係)

事 故 届 出 書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては、
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ㊦

土浦市公害防止条例第9条第1項の規定により、事故について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故発生の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
事故緊急報告の日時	年 月 日 午前 午後 時 分
△事故の発生原因及び状況	別紙のとおり
△応急措置の状況	別紙のとおり
△事故発生防止措置の方法	別紙のとおり
※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日
※ 備 考	

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第6号 (第6条関係)

事故発生防止に係る改善計画書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては、
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所(所在地) ㊟

土浦市公害防止条例第9条第2項の規定により、事故発生防止のための措置に関する計画書を提出いたします。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
改善施設等の名称	
計画実施期間	自 年 月 日 至 年 月 日
△計画の概要	別紙のとおり
※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※備考	

- 備考 1 △印欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。
- 2 改善施設及びこれに関連する施設の配置を記入した平面図並びに施設の構造を記入した概要図を添付すること。
- 3 当該工事に係る工事設計書及び見積書を添付すること。
- 4 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第7号 (第6条関係)

事故発生防止措置完了届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあっては、
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ㊟

土浦市公害防止条例第9条第3項の規定により、事故発生防止のための措置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
事故発生の日時	年 月 日 午前午後 時 分
事故届出年月日	年 月 日
計画書提出年月日	年 月 日
措置の完了年月日	年 月 日
△被害の発生状況及びそのてん末	別紙のとおり
※ 整 理 番 号	
※ 受 理 年 月 日	年 月 日
備 考	

備考 1 △印欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等
を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第8号 (第8条関係)

特定施設改善措置完了届出書

年 月 日

(届出先)土浦市長

氏名及び住所(法人にあつては、
届出者 その名称, 代表者の氏名及び主たる事務所の所在地) ㊟

土浦市公害防止条例第15条の規定により、特定施設の改善措置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	
工場又は事業場の所在地	
公害の種類別	
勸告又は命令書の番号 年 月 日	(勸告書・命令書)第 号 年 月 日
特定施設の名称	
措置の完了年月日	年 月 日
△措置の概要	別紙のとおり
※整理番号	
※受理年月日	年 月 日
※備考	

備考 1 △印の欄の記載については、別紙によることとし、かつ、できる限り、図面、表等を利用すること。

2 ※印の欄には、記載しないこと。

様式第9号 (第9条関係)

表面

身 分 証 明 書

職 氏名

生年月日

年

月

日生

上記の者は、本市の公害担当職員であることを証明する。

年 月 日

土浦市長 氏 名

裏面

土浦市公害防止条例(抜粋)

第17条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、関係者に対し報告を求め、又は職員を必要な場所に立ち入らせ、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 関係者は、第1項の規定による報告若しくは検査を拒み、又は忌避してはならない。

第19条

2 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の罰金に処する。

(2) 第17条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

受 理 書

第 年 月 日
号

殿

土浦市長



年 月 日に次の届出書を受理しました。

届 出 の 根 拠	条例第10条第1項, 第11条
届 出 の 内 容	特定施設の設置, 経過措置, 構造等の変更
	〔汚水, 粉じん, 騒音, 〕に係る特定施設 〔地下水枯渇, 悪臭〕
届出に係る特定施設 の 種 類	